

生徒心得

◆ 健全で有意義な生活を送るために進んで生徒心得を守り、よりよい生活を求めていこう。◆

1 学校生活（節度をわきまえて、はつらつとした生活と5分前行動を心がける）

- (1) 朝8時20分までに登校する。
(5分前行動を心がけ、8時15分には着席し、読書[学習]を始めましょう。)
- (2) 欠席、早退、遅刻の時は保護者が学級担任に届け出る。
- (3) 登校後は、無断で校外に出ない。
- (4) 公共物は大切に扱う。破損した場合は担任に連絡する。
- (5) 登下校の途中や校舎内では飲食をしないこと。(買い食いは禁止とする。)

2 服装（清潔で、端正な身なりとする）

<男子>

- ① 黒のつめえり学生服上下とし、えりには校章（右）をつける。**名札は朝の会前に配付されたものを左胸につける。また、帰りの会で名札を返却し、学校に預ける。**
- ② ワイシャツは白の指定のものを着用する。

<女子>

- ① 指定の紺のスーツとし、校章を左えりにつける。**名札は朝の会前に配付されたものを左胸につける。また、帰りの会で名札を返却し、学校に預ける。**スカートの長さはひざがくくれる長さとする。
- ② ブラウスは、白で指定のものを着用する。ストッキングは黒又は肌色とする。
(靴下はストッキングと同色でも可とする。)

<男女共通>

- ① 通学カバンは、指定のもので、補助カバンを使用する場合は、スポーツバッグとする。
(スポーツバッグの色は、白、黒、紺、グレー系とする。)
- ② 外靴は運動に適したシューズ（ヒモつき）とする。また、高価な靴は履いてこないこと。
(ハイカット・サンダル・ブーツ・ローラー内蔵・マジックテープは禁止する。)
(色は、特に規定を設けない。)
- ③ 上靴は指定のものを履く。(かかと部分、または、内部に氏名を記入すること。)
- ④ 靴下は白色のものを着用する。(ワンポイント可、ショートソックスは不可とする。)
- ⑤ ジャージは、体育・清掃時等に着用する。
- ⑥ 夏季は、男子は白のワイシャツ、女子は白のブラウスを着用する。登校後、名札を左胸につける。
- ⑦ 冬季は、制服の中にセーター・カーディガン・トレーナーの着用を可とする。
(色は、白、黒、紺、茶、グレー、ベージュ系とする。)
- ⑧ 防寒着は、コート、ジャンパー、ウインドブレーカー等とする。
(色は、白、黒、紺、茶、グレー、ベージュ系とする。)

3 頭髪（頭髪は清潔で自然な髪型とする）

<男子> 前髪は目にかからず、後ろはえりにかからず、横は耳にかからないこと。

<女子> 前髪は目にかからないこと。横・後髪が長い時はきちんとゴムで結ぶこと。
ゴムの色は黒・紺・茶系とする。ピンは横でとめ、目に支障のないようにする。
ピンは飾りのないものを使用すること。色は、黒、紺、茶系とする。

4 持ち物

- (1) 身分証明書は、常に携帯すること。
- (2) 学習に必要なものは持ってこないこと。
- (3) キーホルダーやお守り等は複数つけないこと。(カバンやバック)
- (4) 登下校の際に保護者の送迎等が必要な生徒で、待ち合わせの都合などでスマートフォンや携帯電話を利用したい場合は持込みを許可する。その際は以下の①～③の手続きによる。
 - ① 事前に保護者から学校長に持込み申請を書面で行い、学校長の許可を得る。

- ②登校後すぐに、電源を切って職員室の職員に預け、定められた場所に保管してもらう。
(教室等には持ち込まないこと。)
- ③下校直前に、職員室に来室して、職員から自分のものを返却してもらう。

5 校外生活 (校外においても鹿中生としての自覚をもち責任ある行動をすること。)

- (1) 旅客運賃学生割引証は、所定の申込用紙に記入して申し込む。(旅行日の一週間前まで)
- (2) 外出するときは行き先と帰宅時刻を家族に話して出かける。
- (3) 休日の帰宅時刻は4～9月は18時まで、10月～3月は17時までには帰宅する。(保護者同伴の時はこの限りではない。)また、休日に登校するときは、制服かジャージを着用して登校する。
- (4) スマホ・携帯電話・PCなどでのインターネット接続に際しては、保護者の管理・指導の下で、以下の①・②を守り、トラブル等に十分注意して使用すること。
 - ① **スマホやパソコン等で他人(個人が特定できる)を誹謗・中傷するような書込み等は絶対にしないこと。**
 - ② **他人の電話番号・メールアドレス・写真などの個人情報を勝手に教えることは絶対にしないこと。また、スマホやパソコン等を介して知らない人と接触することは、事件に巻き込まれる危険があるので絶対にしないこと。**
- (5) 飲食店(ファミレス等)への出入りは保護者同伴とする。
- (6) 自転車の二人乗り、無灯火運転は絶対にしないこと。
- (7) ローラースケート、スケートボードなどは路上や危険な場所、迷惑のかかる場所ではしないこと。
- (8) 校外で地震・津波に遭遇したときの避難場所や集合場所を、家族で確認をしておくこと。

6 自転車通学

- (1) 横沢口川以北の生徒には、保護者からの申請があり、通学路の安全が確認できるときは、自転車通学を許可する。
- (2) 自転車通学生は、通学上のルールを守ること。(許可証に記載)
- (3) 通学用自転車は、普通のものとする。
- (4) 自転車通学生は、必ずヘルメットを着用し、アゴひもをしめること。

保護者の皆様には以下の事項の徹底をお願いします

【 気仙沼地区学校警察連絡協議会での申し合せ事項等 】

◎申し合せ事項

- ・ 午後9時以降はお子様の情報通信機器を保護者が預かり、お子様がネットゲームやLINE等のSNSをしたり、動画や漫画を視聴することなどを禁止してください。(「情報通信機器」とは、スマートフォン・携帯電話・携帯型ゲーム機や携帯型音楽プレーヤーでインターネット接続機能のあるものを指します。)
- ・ お子様の情報通信機器には必ず有害サイトや危険なサイトにつながらないように、フィルタリング機能を有効にしてください。

◎禁止事項

- ・ ゲームセンター、ゲームコーナーへの出入り
- ・ 友人宅への外泊
- ・ 夜間の外出、遊び、夜釣り
- ・ エアガンの所持と使用
- ・ 法に触れる行為 (自動車の運転、飲酒・喫煙、万引き、公共施設へのいたづら等)

◎注意事項

- ・ カラオケ店、バッティングセンター、ボウリング場への出入りは保護者同伴とする。
- ・ インターネットカフェを利用する際には保護者の許可を得て、保護者の責任のもと利用し、午後5時までには帰宅すること。また、利用する際には犯罪被害やトラブルに巻き込まれないように十分に注意すること。

【 宮城県青少年健全育成条例による禁止事項 】

- ・ 午後11時から翌午前4時の深夜の外出を禁止する。
- ・ 友人宅への外泊は禁止する。

